

質 疑 回 答 書

件名：(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業

質疑 番号	該当箇所	質問内容	回答
1	提案募集要項 「第 2-2-(1)応募者の 構成」	1) SPCの設立時期について、現在の想定 をご教示願います。	基本協定締結前が理想ですが、困難 な場合、中継施設実施協定締結までに 設立されることを想定しています。
2	提案募集要項 「第 2-2-(1)応募者の 構成」	4) 構成企業・協力企業について、参加 資格要件を欠けることなく、貴町の認め る事情により、途中で脱退又は交代する 意思を示した場合、対応可能でしょ うか。	ご認識のとおり。ただし、代表企業 の脱退又は変更は、本事業の根幹に関 わりますので、対応は難しいと考 えています。
3	提案募集要項 「第 2-2-(2)応募者の 参加資格要件」	1) 参加資格要件について、協力企業 の場合は、参加表明書（様式第 1 号）の添 付書類を提出する必要がないという理 解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり。
4	提案募集要項 「第 2-2-(2)応募者の 参加資格要件」	1) 参加資格要件について、貴町へ指名 願いを登録されていない企業である場 合、参加表明書（様式第 1 号）の添付書 類（提出資料）以外に必要なものがあ りましたらご教示願います。	本プロポーザル期間中については、 募集要項に記載の提出書類をご提出下 さい。
5	提案募集要項 「第 2-3 事業者選定の スケジュール」	令和 5 年 1 月下旬の基本協定の締結は 貴町と SPC との締結となり、SPC の 設立がそれまでに必要でしょうか。それ とも代表企業、構成企業の連名での締結 でしょうか。	質疑番号 1 のとおり。
6	提案募集要項 「第 3-1-(1) 一般廃棄 物中継施設の整備・運 営・外部委託処理事業」	1) 一般廃棄物中継施設の調査・計画・ 設計について、「基本協定締結（令和 5 年 1 月下旬）後に、事業者の負担にお いて中継施設の詳細な調査・計画・設計 を行い、令和 5 年 3 月を目途に中継施設 の実施協定締結を行う。」とありますが、 詳細な調査・計画・設計を行う期間が短 いため、調査・計画・設計の詳細レ ベルについて、協議いただくことは可 能でしょうか。	実施協定締結時期は目途としてお示 したものであり、その後の工期設定 等を見据え、調査・計画・設計の内容等 に係る協議を行います。
7	提案募集要項 「第 3-1-(1) 一般廃棄 物中継施設の整備・運 営・外部委託処理事業」	2) 中継施設の整備について、土壌汚染 対策法に基づく調査及び対策は、貴町 の責任において実施されるとの理解で 宜しいでしょうか。	ご認識のとおりですが、対策につ いては、合理的な実施方法等につ いて、実施協定に向けた協議の中 で調整を行います。

8	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	2) 中継施設の整備について、「令和6年3月末を目途に中継施設の整備を進める」とありますが、「目途」とは施設整備の完成という理解で宜しいでしょうか。また、予期せぬ事情により、遅延した場合のペナルティなどはありますでしょうか。	令和6年4月1日に、中継施設供用開始を目指しています。予期せぬ事情による遅延を含むリスク分担については、実施協定に向けた協議の中で定めます。
9	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	3) 中継施設の管理運営について、「重機等を使用して廃棄物を大型車両等に積み替える業務」とありますが、重機の手配は本事業事業者の負担でしょうか。	ご認識のとおり。
10	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	3) 中継施設の管理運営について、(ア)管理運營業務において、一般廃棄物の受入(粗大ごみ、事業系一般廃棄物を含む)とあります。一方、新施設稼働後は、一般廃棄物(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ)の処理を行うこととあります。資源ごみを中継施設で受入れることは、想定していないとの理解で宜しいでしょうか。	中継施設で資源ごみ受け入れ可能となり次第、委託処理を想定しています。(当初) 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ (資源ごみ受け入れ可能、以降) 上記に加え、缶、ビン、ペットボトル 不燃性粗大、容器包装プラ、繊維ごみ、その他協議による
11	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	3) 中継施設の管理運営について、(ア)管理運營業務において、容器包装プラ、資源ごみ(缶、ペットボトル、ビンなど)を中継施設で受け入れる場合は、貴町が指定する処理先に搬出するという理解で宜しいでしょうか。	質疑番号10のとおり。
12	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	3) 中継施設の管理運営について、(ア)管理運營業務において、「中継施設内に設置された設備の運転」とありますが、どのような設備を想定されているでしょうか。	防臭に係る設備及びごみ選別機等(将来設置)を想定。
13	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	3) 中継施設の管理運営について、(イ)維持業務において、「敷地全体の日常的な清掃」とありますが、清掃範囲は敷地内のみとの理解でよろしいでしょうか。	新施設建設用地を含む敷地全体の清掃及び除草を想定しています。
14	提案募集要項 「第3-1-(1)一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業」	3) 中継施設の管理業務について、(ウ)その他の業務において、「日報、月報、年報等を集計」とありますが、一般廃棄物の種類ごとの計量データの集計との理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり。
15	提案募集要項 「第3-1-(2)新施設の整備・運営事業」	1) 新施設の調査・計画・設計について、「新施設の詳細な調査・計画・設計を行い、新施設の実施協定締結を行う」とありますが、実施協定の締結時期及び新施設の供用開始時期について、現時点でいつ頃を目途で検討されているでしょうか。	中継施設実施協定締結後、速やかに新施設の詳細調査・計画・設計に着手、令和6年度中に実施協定、令和15年の新施設供用開始を想定しています。

16	提案募集要項 「第3-1-(2)新施設の整備・運営事業」	2) 新施設の整備について、土壌汚染対策法に基づく調査及び対策は、貴町の責任において実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	質疑番号7のとおり。
17	提案募集要項 「第3-1-(2)新施設の整備・運営事業」	2) 新施設の整備について、(ア) 事業期間の想定を新施設稼働後 30 年間とあり、3) にてその期間満了時に解体撤去する旨の記載がありますが、想定年は明確な基準年とし、その数年前に変更等が生じた場合など協議される事項として解釈しても宜しいでしょうか。	実施協定に向けた協議の中で定めます。
18	提案募集要項 「第3-1-(2)新施設の整備・運営事業」	4) 新施設での発電余剰電力の地域電力供給事業について、新たに電力会社を設立し、地域供給が必要ということでしょうか。	本項は、地域貢献の観点から本町が想定する事業として例示したものであり、ご質問の手法を含めて幅広くご提案ください。
19	提案募集要項 「第3-2-(1)用地の貸与」	賃借費用は別途協議とのことですが、様式第5号に記載する処理単価を提案する上で、賃借費用も含めて提案させていただくことは可能でしょうか。	賃借費用も含めてご提案いただくことも可能ですが、その場合は賃借費用相当分が分かるよう単価設定してください。
20	提案募集要項 「第3-2-(3)ごみ処理委託」	ごみ処理委託契約の委託期間は、基本協定締結後の協議となっておりますが、新施設の運営事業期間と同じ 30 年又はそれ以上の期間との理解で宜しいでしょうか。	新施設運営事業期間委託することを想定していますが、契約方法等については、実施協定に向けた協議の中で定めます。
21	提案募集要項 「第3-3-(3)災害廃棄物等の優先受け入れ等」	文末の「また、」以降が途切れているので、内容をご揭示願います。	ご指摘の記載は、誤りのため削除します。
22	提案募集要項 「第3-3-(4)海岸への漂着ごみ」	中継施設の運営時からの受入れ処理が必要でしょうか。	新施設運営時を想定した記載となります。
23	提案募集要項 「第3-3-(4)海岸への漂着ごみ」	プラスチック類など海岸への漂着ごみについて、種類、性状、量、過去の処理実績等の情報をご揭示願います。	処理実績はありません。SPC として地域課題・社会課題に対する取り組み姿勢といった観点からご提案例として例示したものです。
24	様式第2号 「企画提案書」	企画提案書は、正本のみに添付すれば良いのでしょうか。それとも副本9部についても必要でしょうか。	企画提案書に記載の提出書類①～⑤をフラットファイル (A4 サイズ) に綴ったものを正本 (1 部) ・副本 (9 部) 作成しご提出ください。 また、上記のデータ (PDF) を記録した CD-R を 1 枚提出してください。
25	様式第5号 「委託処理費等に関する提案書」	【一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業期間における提案】において、処理単価 (kg) 及び運搬単価 (kg) の提案から除く「処理委託を検討中とする区分」の範囲をご教示願います。	ご指摘の記載は、誤りのため削除します。

26	様式第5号 「委託処理費等に関する提案書」	【(仮称) 地域エネルギーセンターの整備・運営事業期間における提案】において、処理単価 (kg) の提案から除く「処理委託を検討中とする区分」の範囲をご教示願います。	ご指摘の記載は、誤りのため削除します。
27	様式第5号 「委託処理費等に関する提案書」	【一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業期間における提案】及び【(仮称) 地域エネルギーセンターの整備・運営事業期間における提案】において、可燃ごみに一般家庭ごみの記載がありますが、事業系ごみも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり。
28	様式第9号 「現地確認要望書」	現地確認時には、参加人数の制限、入場車両台数の制限、身分証明書の掲示、ヘルメット着用の有無等、現地確認時の注意事項をご提示願います。	現地確認要望書の提出者に対して、個別にご案内いたします。
29	企画提案書作成要領 「Ⅱ提案書の内容」	提案書の構成は、第1章から第6章までの項目を大項目として、審査基準書の別表2を中項目として構成すると理解して宜しいでしょうか。	企画提案書作成要領は、公平な審査を行うにあたり、応募者間の提案書に一定の形式を求めたもので、例示のとおり章立てで記載することを要請するものですが、記載内容については提案者の裁量で作成してください。
30	企画提案書作成要領 「Ⅲその他」	「3 提出された後の提案書の変更、差し替えおよび再提出は認めません」とありますが、提案書に添付する図面について、新施設建設における詳細設計の段階で変更などがある場合、貴町と協議した上で図面の変更は可能でしょうか。	「差し替えおよび再提出」はプレゼンテーションまでのことで、新施設建設における詳細設計については、提案書に添付される図面を基礎とし、協議し進めていくものと想定しています。
31	参考資料 「Ⅰ-(2) 既存施設の配置」	工場棟、管理棟、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設の他、多種の施設が配置されていますが、全施設の図面及び建築確認申請書類は、様式第8号の借用書に記載の「しゅん工図面 (CD-R 1枚)」に全てデータが入っていると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおり。データは紙ベースの図面をデジタルカメラで撮影したもので、縮尺等を図ることは出来ません。図面を直接確認する希望がある場合は、本町窓口で対応します。なお、様式第8号の提出期限は令和4年11月11日(金)までとします。
32	参考資料 「Ⅰ-(2) 既存施設の配置」	中継施設、新施設建設前には既存施設の解体撤去工事が必要であり、解体工事は事業者の負担とありますが、石綿等の調査も事業者の負担となるのでしょうか。また、施設に残置された什器・備品・カーテン等は一般廃棄物となりますが、解体時には貴町にて処理・処分を実施されるという理解で宜しいでしょうか。	机上調査により石綿は不存在と考えていますが、現地確認は事業者の実施を想定しています。 什器・備品・カーテン等については、可能な限り処理・処分しますが、実施協定に向けた協議の中で調整を行います。
33	参考資料 「Ⅰ-(4) 主要設備・機器リスト」	既存施設の解体撤去時に発生する有価物(スクラップ等)は事業者にて売却の上、その金額も事業者が受託と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおり。

34	参考資料 「Ⅲ-(1)業務の内容」	1) 施設整備について、「イ 中継施設の規模は別紙記載のごみ量を処理できる大きさ。」とありますが、参考として、各品目の既設保管場所の面積、容量がわかる資料をご提示願います。	様式第8号の借用書に記載の「しゅん工図面 (CD-R 1枚)」及び現地確認願います。容量については、処理量の実績データを添付します。
35	参考資料 「Ⅲ-(3)業務時間及び休業日」	「業務時間は原則として、午前8時00分から午後5時00分まで。ただし、業務遂行上必要があれば変更できるものとする。」とありますが、繁忙期など受入時間(受付開始と終了)のイレギュラーな変更等ございませんでしょうか。	現在委託業務の時間は以下のとおり 月火木金 8時00分～16時00分 水 7時00分～16時00分 土 7時00分～12時00分 繁忙期を含め、詳細については実施協定に向けた協議の中で定めます。
36	参考資料 「Ⅲ-(5)従業員の配置等」	「1) 受託者は、業務に必要な職員として、以下の職員配置を行う。」とありますが、設計施工、運営まで一体とした契約であるので、業務に必要な職員の配置等については、受託者に一任されると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおり。ただし、一般廃棄物の受入業務を円滑に行うことができる体制について、実施協定に向けた協議の中で調整を行います。
37	参考資料 「Ⅲ-(5)従業員の配置等」	職員の配置について、ア～エのとおり人数が定められていますが、業務内容を精査し、必要であれば増員することは可能でしょうか。	ご認識のとおり。
38	参考資料 「Ⅲ-(5)従業員の配置等」	「床上操作式クレーン運転者の配置」とありますが、資格は必須でしょうか。また、その資格が必要な設備を操作することがあるという理解で宜しいでしょうか。	業務で使用する機械の運転に必要な資格、技能講習、建設機械運転業務に係る特別教育などは必要です。後段の資格が必要な設備の有無は、提案内容によると考えています。
39	参考資料 「Ⅲ-(5)従業員の配置等」	「2) 忠岡町は、廃棄物搬入に係る監視及び粗大ごみの受入に係る収納等を行うため、職員を若干名配置する。」とありますが、監視及び収納等はどこで行われるのでしょうか。別途、作業部屋が必要になる場合は、貴町の責任において実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	受付場所に2名程度配置を予定しています。業務は粗大ごみの受付(電話及び現地)、料金収納、監視を行います。職員2名の事務スペースが必要です、詳細は実施協定に向けた協議の中で調整を行います。
40	参考資料 「Ⅲ-(7)必要な経費」	中継施設の運営において、従業員の休憩室・給排水設備・トイレ等は別途設置が必要でしょうか。	給排水設備及びトイレは必要です。その他労働関係法令等に基づき必要な設備は設置すること。
41	審査基準書 「6プレゼンテーションの実施」	「会社名を表示した衣類や会社名を特定できるものを、身に着けないください。」とありますが、企画提案書等に沿った説明をしていく中で、会社名及び会社名を特定できる説明内容があります。企画提案書に上記に該当する部分は黒塗り等を実施するのでしょうか。	黒塗り等の対応を行います。